



# 町報 岡垣

所 場 役 者 田 順 一  
 行 町 任 深 田  
 発 垣 資 長  
 岡 垣 町 長

とどいたら、まず、とじましよう

## 県道野間ノ須恵線工事着工

この県道は岡垣町の中央山間地帯の開発を計り観光農業の推進、自然観光を計る道として、岡垣町野間と宗像郡須恵(赤間)とを結ぶ道路でマスタープランの計画路線で高倉神社の裏山を通ります。

一、本年度の工事延長

一工区 四八〇米

二工区 六二〇米

有効中員 七米

二、工期

自四十六年七月二日

至四十七年一月三十一日

三、施工業者名

一工区 大成工業株式会社

二工区 小西建設工業株式会社

四、事業費

約、五二〇〇万円

この道路の建設にあたり地元、高倉区におきましては方線の決定、用地買収など多大の御迷惑をおかけし、又建設途上におきましても、御迷惑をおかけすること存じますが何分の協力をお願いいたします。

県道若松ノ菅屋ノ楯間線舗装について

新松原海岸を走っている木道の未舗装部分を七月一日より事業費約、四千万円で全線舗装に着手致します。工事中御迷惑をかけることと存じますが御協力お願い致します。

施工業者

一工区 山口建設株式会社

二工区 三共建設株式会社

## 基準点測量

建設省国土地理院九州地方測量部が本年六月から八月まで岡垣町に基準点(四等三角点)測量を実施します。

この測量によって設置される基準点は将来岡垣町の発展、開発事業の拠点として、大きな役割を果たすことが期待されますので、この作業の実施にあたっては、特に基準点(標包)の設置場所の承諾、測量作業に支障となる障害樹木の伐採等といたし、関係各区の皆様が大変迷惑をかける事と思ひます。御協力をお願いいたします。

企画振興課

## 湯川山に電々公社無線塔設置による取付道建設工事着工

湯川山頂に木土と沖繩との無線連絡中継地点として、総事業費約三億で電々公社が工事をする事になり、その取付道を現在の湯川ノ原ノ内浦とう廻し、延長二、八〇〇米、巾三米、道路勾配は十三

%以下で通行容易な道を建設する。

八月より着工し、四十六年度末に完工の予定です。これも原区を初め土地所有者の御協力によるものと感謝を致しております。

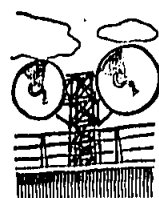
道路完工後は湯川山観光の一端となるものと期待されています。

## 岡垣町農業振興地域整備計画認可される

本町は昨年七月農業振興地域整備計画の指定を受け本事業の認可を受けるための作業をしておりましたが、この度昭和四十六年五月三十一日付で認可されましたので報告します。

尚農業振興地域整備計画書(写)土地利用計画図、土地利用構想図等の縦覧を昭和四十六年六月二十九日より役場産業課内に於いて常時備え付け縦覧に供してあります。

註、詳しくお聞きになりたい方は産業課担当係までお越し下さい。



# 税金は、とるものでなく、おさめるもの

町税は、新聞代や水道料金などのように、集金に来るものだと思っ  
ていらっしゃる方はありませんか。  
税金はすべて納税者のみなさんが、定められた期間内に、定められた納付場所  
で直接納税するものです。

明るく住みよい町を建設するため、そして徴税費用を少なくするために、必ず納期内に納税をす  
ませてください。万一、特別な事情があつて止むを得ず納期内に納税できないときは、徴収係で納税相談をお受けしますので、お気軽にご相談をうけけます。一日も早く完納できるようにして下さい。

## 軽自動車の廃車譲渡

軽自動車(五〇ccから二二五cc)までを廃車又は譲渡される場合は必ずナンバープレートを役場軽自動車係まで返還して下さい。  
ナンバーを返還しないとまた課税の対象となります。

### 税務課

軽自動車係

# 住民税について

今年度の住民税は電子計算機センターに委託した為納付書の氏名欄がカナ文字になり、多少迷惑をおかけ致しますが、万一誤りのある場合は税務課までお知らせ下さい。

## 銃砲所持者へ

### 銃砲所持者へ

#### ライフル銃の所持制限

がきびしくなりました。

今後ライフル銃を所持しようとする人は、次の資格が必要です。

- ▼職業として獣類を捕獲するためライフル銃を必要とする人。
- ▼事業に対する獣類による被害を防止するため、ライフル銃を必要とする人。
- ▼継続して十年以上猟銃の許可を受けている人。
- ▼ライフル射撃競技の選手または候補者として日本体育協会から推せんされた人。

#### 銃の保管設備、施設など

- ▼銃の保管設備は金属製(ガラス付は鉄格子でふさぐこと)のもの、また木製(厚さ二センチ以上)の堅固なものを備えつけなければなりません。

▼銃はシリンダー銃等頑丈なものを取り付けましょう。

▼銃と実砲、火薬類は、別な場所に保管しなければなりません。

▼銃(実砲等)は、必ず自分で保管しなければなりません。

▼保管庫ごと盗まれないよう、見えない場所に固定しておきましょう。

▼銃は万一盗まれても使用されないよう部品をはずし、発射機能をなくしておきましょう。  
(部品は別個に保管する。)

#### おもな改正点

- ▼人命救助、動物麻酔、と殺、漁業用に使用する産業用銃砲は、公安委員会に届け出れば銃所持者の監督のもとに従業員でも使用できることになりました。
- ▼モデルけん銃は、白色または黄色に着色し銃腔を鉛、鋼材等で閉そく(うめる)しなければ所持できないことになりました。
- ▼モデル刀剣類は、正当な理由がなく携帯することができなくなりました。
- ▼銃砲刀剣類を亡失し、盗みとられた時は直ちに警察に届け出ることが義務づけられました。
- ▼狩猟、有害鳥獣駆除のため許可を受けた猟銃、空気銃は標的射撃に使用できることになりました。

# 110番通報

電話は、市街地はもちろんあらゆる地域に普及され、ダイヤルを回すだけで遠隔地まで即時通話ができるように便利になりました。このように電話が普及設置されてきたため、被害者、その他からの届出通報も電話によるものが多  
いと思います。

そこで「110番」通報については、つぎのとおりを使用してください。

- 1、黒電話(加入電話)送受話器をはずし、局番なしで「110」をダイヤルする。
- 2、青電話(普通公衆電話)
  - (1)電話機の右側に緊急通報装置を設置してある場合は、その送受話器をはずし、「110」をダイヤルする。
  - (2)緊急通報装置がない場合は、送受話器をはずし、10円硬貨を入れ「110」をダイヤルする(10円硬貨は送受話器をかけたらもどる)
- (3)赤電話(委託公衆電話)では受託者(店主等)に「切替えカギ」をあけてもらったのち「110」をダイヤルする。
- (4)ピンク電話(特殊簡易公衆電話)では、赤電話と同様にダイヤルする。

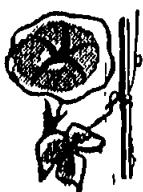
以上は、自動即時扱いの電話の説明である。折尾警察署

# 献血推進

最近輸血を必要とする患者が増加して輸血量も大量化しておるようです。一人で三十本も必要な患者が出ておりました。血液の供給を申込まれる方の殆どが献血推進協議会の会員になっておられない方がずいぶん多いと思ひますが、会員でない方の供給申込は御遠慮願つてお  
ります。この会員制度は相互扶助の精神から設けられたものですので会としては年四回献血を実施して  
おりその都度会員申込みを受付  
け献血をして貰つております。会員の方の血液供給は何時でも実施して  
おります。人間生身をもってお  
りますので何時不慮の災害がある  
かも判りません。又何時輸血を必  
要とする病歴におかされるか判り  
ません。

次回の献血は九月実施予定をして  
おります。実施の際の計画等は各区  
に会の推進委員がおられますので  
その方を通じて一般にお知らせを  
しております。今会員に申込んでお  
られない方はその時に出来得る限  
り多数会員に申込み献血に参加さ  
れるようお奨め致します。

## 役場内献血推進会



折尾警察署

# し尿汲取り 塵芥の収集

し尿汲取り新規申込みをされる方は、汲取車の行く経路等が詳しく役場の職員では判明しない家がありますので、近所に汲取車又は塵芥収集車の来た時に車の運転手に申込用紙を貰って申込むか又は国道三号線より東側は、岡垣衛生(電話20327)に国道三号線以西は協和清掃工業(電話093、二三、040二)に直接申込んで下さいませう願います。

又岡垣等で屋敷内の家庭菜園又は植木等の肥料としてし尿を使用し、或る月は汲取って貰い、或る月は汲取って貰はないと云うような家庭のある事を聞きますが、岡垣等では衛生的見地からも不衛生であり又た汲取りが人頭制に改正されておりますので、汲取人員は毎月月末の住民登録人員によるという規定になっておりますが、住民登録が完全な手続きのなされてない人がありますので役場も困っておりますが、汲取業者も正しい人員がつかめずにおり、尚又住民登録は岡垣町に置いて実在してない方、又は住民登録は振出して実在してある方等があり、又は特に大学生等で長期に亘り他市町村に下宿等してある方等がありまして、役場住民課の係まで在学証

明等文書による証明になるものをもって申出て下さい。それと屋敷で、し尿を使用される自家処理は特に閉地等では今後止めて下さい近隣の方にも大変迷惑と思えます。

ゴミの処理も今だに道路端等に捨て、ある所を見受けませんが、町民の一人一人が注意して捨てないようには町内をきれいに致しましょう。

役場住民課衛生係

## 転入・転出を される方へ

本町では行政事務の円滑と徹底を計るため、町内外への転入、転出については必ず区長へ届出て証明をもらって後に役場で手続きして頂くことになっておりますので、特に一般住民の方の御協力をお願いします。

記

- ① 岡垣町に転入されましたら、先ず区長へ届出て区長の証明と前住所役所(役場)発行の証明とみとめ印を持参し役場住民課で転入手続きをしてください。
- ② 町外及び町内でも異動(転入、転出)をされる場合は区長の証明とみとめ印が必要です。
- ③ 新団地などのように、多数転入されているところは、転入者に隣組長さん或いは附近の人が、

先ず区長さんのところへ行くよう話してあげてください。

住民課

## 郵便局からのお願い

お便りを早く確実にお届けする郵便番号を正しくはっきりと書いて差出して下さい。

郵便番号簿がない方は申出下さい無料で差上げます。

岡垣町全戸に郵便受箱の設置をお願いします。郵便受箱は郵便局にお申出下さいお届け致します。

## 電話局から

左記電話は誤って電話がかかったり、前の名義の方の電話番号の問合せがあり、本人は大変困っておりますのでよろしく願います。

記

- 一、海老津 二一〇〇六五番 谷口芳諦

## 俳句

### 次の句

高陽団地 村田中泉子

朝刊の片耳濡らし梅雨来る  
友の如蟻走り寄る草を取る  
裏の戸は妻のものかもほととぎす  
次の曲待たる夕べほととぎす  
耳鳴りの右すれば青葉木菟

高陽団地 前田四郎

バラ満開 宴歌に揺れて艶めかし  
来る夏におくれし花樹の手入れする  
活けかえし草花夏を深くする

緑ヶ丘 村上詩朗

ヘルメットぬぐや夏秋月にほう  
台風圏それて風鈴また吊す  
池の端に残月宿し梅雨あがる

## 議会だより

第二回定例会議は六月八日招集され会期は六月三十日まで二十三日間と決定、次の議案が可決された

- 議案第四五号 岡垣町税条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第四六号 岡垣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第四七号 岡垣町農業共済条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第四八号 農作物共済(水稲)無事もどしについて
- 議案第四九号 岡垣町道路線の廃止について
- 議案第五〇号 公共用ため池の名義変更について
- 議案第五一号
- 岡垣町東部出張所設置条例(案)
- 議案第五二号 海老津駅前歩道新設に事務の検査の検査について
- 議案第五三号 教育委員会委員の任命について
- 岡垣町吉木一六二八番地 鷺尾 垣見 M41、5、17生
- 議案第五四号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 岡垣町内浦四九九番地 吉田 清吉 六五才
- 議案第五五号 芦屋町ほか三ヶ町環境衛生施設組合規約の一部を改正する規約(案)
- 議案第五六号 速賀郡速賀町ほか三ヶ町火葬場組合規約(案)
- 議案第五七号 総合開発特別委員会の設置について
- 議案第五八号 公民館建設特別委員会の設置について
- 議案第五九号 総合開発特別委員会委員の選任について(委員十名)
- 岩崎一樹、田原利時、村上 武宗、岡輝雄、平井政秀、川原清彦、石田博愛、勢屋康一、刀根又次、木原善次

議案第六〇号

公民館建設特別委員会委員の選任について(委員十名)

- 広渡孝之、太田 純、花田 満
- 宗岡輝雄、木原善雄、細川光利
- 野田 武、小早川亨、石田輝男
- 木原善次

人事異動

小早川教育長の死亡により、議会、町、県教育委員会の承認を経て、七月八日鷺尾垣見氏が岡垣町教育長に任命された。

山田峠団地上水道工事完工

山田峠閉地(八九戸)購入者は水道がなく家も建てられず困り、水道を引く目的で山田峠閉地運営協議会を、四十四年十一月に結成し、一年七ヶ月の長い期間かかり、一戸当り四万円の水道本管負担を県下に散在している、所有者より集め、工事費、三、一三三三円で六月末日完工しました。

七月十一日、協議会長の松崎一乗氏宅にて(北九州市)水道完工式を兼ね総会を開き、出席者は、おかげで家が建てられますと、皆よろこばれ、又閉地の運営は、自分達の手で道路の維持管理、消火栓の設置等、及び新役員の選任がなされた、閉地運営のありかとしてお知らせする。

社会福祉協議会へ

香典返しとして御寄附ありがとうございます。

- 一、東海老津区故早川一殿56才 昭和46、6、6死亡
- 早川洋勝殿より

- 一、吉木区故岡司千枝殿51才 昭和46、6、16死亡
- 岡司賢二殿より

社会福祉協議会及び老人クラブ寿会へ

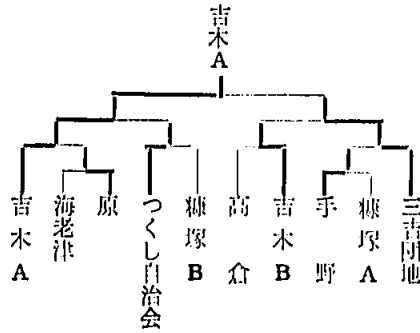
- 一、海老津区故岡田ワキ殿78才 昭和46、6、18死亡
- 岡田悦次郎殿より

- 一、内浦区故吉田恒夫殿75才 昭和46、6、19死亡
- 吉田隆幸殿より



公民館对抗卓球大会

七月四日岡中で公民館对抗卓球大会を実施、男子10、女子4チームの参加で熱戦を展開。



- 団体戦男子
- 一位 吉木A
  - 二位 三吉閉地
  - 三位 つくし自治会
  - 三位 吉木B
- 男子二十五才以下
- 一位 村田勝吉
  - 二位 佐々木栄二
  - 三位 嶋田行貴
  - 三位 二村 勝彦
- 男子二十五才以上
- 一位 三島利英
  - 二位 木田菊次
  - 三位 河野 竜彦
  - 三位 広野 彦彦
- 団体戦女子
- 一位 吉木
  - 二位 高倉
- 個人戦女子
- 一位 下口京子
  - 二位 麻生由美子

体力づくり (6)

歩け歩け運動

体育、スポーツの必要は痛感しながらも、施設がないため、指導者がいないため、仲間がないなどで、体育に恵まれない人に、技術を要せず、男や女も年寄りも子供も参加できる、歩け歩け運動を始めます。

- ◎ 山田校区 八月一日(日) 新海老津古野自転車屋前集合、山田校下、糠塚、照山、糠塚榎坂、山田、山田小学校
- ◎ 戸切校区 八月二日(月) 上海老津区長宅前広場集合、エンドロス道、上戸切、竜神社前、下戸切、戸切小学校
- ◎ 吉木校区 八月三日(火) 吉木農協集合、什王堂、元松原、源十郎水源地、兎坂、高倉、吉木小学校
- ◎ 内浦校区 八月四日(水) 内浦農協集合、法應寺、手野、遺賀病院、内浦校、八幡屋、原内浦小学校

X X X X X  
いつでも六時二十分現地集合、六時三十分から四軒を歩く。一軒毎に標識を建てる。最後は小学校庭で整理体操と話し合い。  
後は三日に一べん位は歩いて下さい。

い。定例会は別途通知、もよりのコースに大勢参加下さい。(水筒持参)

X X X X X

歩くのは勿論体力づくりのためだが、ただそれだけではない。父なる太陽の恵みをうけた大自然の中で、母なる大地を自分の足でふんばって歩く。

みんなで語りあい、励ましあい、そして教えあひながら歩く、それぞれの所で元老といわれる人も、未来を秘めた若い勤め人も、幼児もお婆さんも、ここでは対等の仲間である。

少くとも、この仲間には世代の断絶もなければ、孤独もない。人間関係のよさが会を盛会にしてゆく。心の健康づくり、体力づくり、人づくりである。

公民館





# 山田小学校沿革史



△明治六年  
山田、黒山、糠塚、戸切、海老津の五ヶ村で、山田区村社氏森神社の客殿を修理して授業を開始。

△明治十三年  
糠塚、黒山は尾崎村と組合って一つの通学区を組み、糠塚小学校を建設、山田校と分離。

△明治二十三年一月一九日  
教育勅語謄本を拝戴。

△明治二十三年  
町村制の実施で小学校は、新町村で経営することとなり、尾崎村は島門村に属したので糠塚小学校を廃し、矢矧村立山田小学校とな

り、設立当時の五通学区となる。山田字宮ノ尾に校舎を新築。

△明治二十六年六月二日  
御聖影を拝戴。

△明治四〇年  
従来の三学級を四学級に編成し氏森宮を修理し仮教室にする。

△明治四〇年一〇月  
矢矧、岡栗村が合併して岡垣村になったので、これを岡垣村立山田尋常小学校とした。

△明治四一年四月  
義務教育延長の結果、教室不足になったので、第五学年児童を岡垣高等小学校に収容。

△明治四二年  
五年生を収容することになり、氏森神社の客殿を修理し、二学級の仮教室にした。

△明治四三年一〇月  
山田区字登り立に新築工事をし六千九百円で竣工。

（一棟は旧校舎及び岡垣高等小学校旧校舎の一部をもってくる）

△明治四四年四月一日  
上畑が本校に來たので六通学区となる。黒山区木村は通学の便利上、吉末尋常高等小学校に属す。

△昭和二年四月一日  
私立戸切尋常小学校を廃し、山田尋常小学校戸切分教場とする。

△昭和三年七月二日  
戸切分教場新校舎一棟竣工。

△昭和二年二月一日  
講堂竣工、工費一万五千三百円

△昭和四年四月一日  
高陽炭坑発展のため児童数一〇〇一名、

△昭和六年四月一日  
勅令により遺留郡山田国民学校と改称。

△昭和十八年四月一日  
戸切分枝独立して戸切国民学校となる。

△昭和二十三年四月一日  
遺留郡山田小学校と改称。

△昭和二十三年七月二日  
山田小学校後援会を解消し、山田小学校父母教師会発会  
初代会長、加藤健次氏  
△昭和二十四年七月  
運動場拡張。  
△昭和二十六年二月  
南二階校舎増築。  
△昭和二十七年二月  
炊事場新築。  
△昭和三十年四月  
西二階校舎新築。  
△昭和三十三年二月  
北二階校舎新築。  
△昭和三十九年四月  
防音校舎竣工。  
△昭和四十三年一月  
プール竣工。

### 歴代校長

明治 六年一〇月	青木 盤根
八 九	石田 一
一三 一	広永治三郎
一五 一〇	大賀 増造
一七 一	秋武團三郎
二〇 一	妹尾 盛雄
二〇 一〇	青木兼三郎
二二 一一	金丸 玄盛
二二 一〇	占部稔威男
二四 五	石田 一
三五 九	有田允次郎
四三 四	木原 友吉
大正 三 九	加藤 八平
八 三	吉野 彦一
九 三	柴田 久壮
一一 七	柴田 利次
一二 一〇	宮内 柳吉
一五 六	佐藤 英夫

## 芦屋道

昭和 二 三	武田 仁策
六 三	中村 邦平
一四 二	浜中耕三郎
一七 三	松井 吉助
二〇 六	高原 一利
二三 四	石田 義輝
二五 三	太田 清
三三 五	宮崎 庸敏
三九 五	加藤 義景
四五 四	木原 義明

——資料山田小学校提供——

元松原広渡佐十氏から「病氣でゆけないから来てもらいたい。大事な文化財があるから」ということでお伺いした。  
「吉木付玉堂入江信雄氏の納屋の前に大事な記念碑がある。これは芦屋道の出来たことを書いた碑で、倒れて処分されかけていたのを、広渡佐十氏が土俵係だったので当時の太田達雄村長に話し、経費をつけ基礎を作りかえたものである」と  
× × × × ×  
その記念碑には「新路碑」として次のようなことが書いてある。「道路は旅や運搬の便利のためである。岡栗村へ西から入る宗像嶺崎からの海岸線は、明治七年竣工したことは波津の碑に書いてあるが、この仕玉堂から東・矢矧村を経て若屋神武神社前まで、長さ三



千二百零六間の新道は、官許を得て明治二八年完成した。

従来の道は、これから先は松林に入り、砂でその上曲りくわり、歩くのも困難で、車の轍は埋まり馬の蹄は、埋没し、一寸進めば一尺退がるほどで、その不便さは筆舌に尽されんほどだった。

時あたかも明治二七、八年戦役の頃で、外敵のおそれも、沿岸の道路整備もおざりにするわけにはいかず、許可がで竣工となった。」と。

この文章は海妻甘藏先生が書いておられるが、碑の裏面に

明治二九年二月建設とあり、新路発起人三輪久夏、遠賀郡長、矢野村長、岡県村長等の名が連記してある。

× × × × ×

これらから考えられるのは、

1、前記「新路碑」に原区の委員

の名がある。それから推すと鐘崎から吉木什王堂までの道は、明治七年ないしそれ以前に、大凡現在の道につくられており、明治二八年に一部手直しがされた。

2、内浦の垂水峠から、菅屋にぬける浜山道は、昔の大宰官道（今の国道）で、大宰府から大和に行く大事な道だったが、什王堂から先は松林の中に入り、前安楽院のあった北側、ドンドンの流の所を通り、松林の中間を通過して矢矧川の下流を通り、菅屋にぬけていた。

(長畑)



### 体力づくり

(7)

## 農家にもスポーツ

手を後ろにまわして、かゆいところをかいてごらんさい。右手の方がよく曲るか、左手の方が速いところまで届くか。

あなたが右きき、だつたら、左の方がよく曲る。左ききよだつたら右の方が曲る。おかしいがためして下さい。

右ききの人は右手を使うから、右肩が固くなる。だから反対の方がやわらかく、曲がる範囲も広い。力仕事しておる人ほど体が固い。

農業をやっていると、力仕事をすることがある。だから運動しているからスポーツはいらんとい

う。が農業の力仕事は全身運動ではない。だから手がしびれる。腰が痛い。めまいがする。便所に再々いく。関節が痛い。献血でも血の比重が軽く採血できない人が多い。いわゆる農夫症が多い。そして一人でいくつもの病気をか、えている。

× × × × ×

サラリーマンは、従来の重労働が微労働になり、更に監視的な労働になって休を使わなくなつたし、事務の方も含め、機械に追いまわされ、一日中緊張しっぱなしを

余儀なくされている。

だから四十才以上の人で、肩のこらない人が何処あるだろうか。

× × × × ×

読んで字の如く「動物」は「動く物。」と書いてある。人間も動物、動くから生物として存在する。休を使わないと、健康障害の起るのは当然である。

が一般的には運動不足。

病気に対する抵抗力を維持するためには一日二五〇〇カロリー位とらねばならない。が事務作業では八〇〇カロリー位しか消費しない。運動しないのでそれがたまり肥える。

肥満しているのは人間と家畜だけ  
× × × × ×  
体力・技術・精神。  
ある人は体力づくりを通じ、技術も上達させ、精神、根性をつくるという。

ある人は、運動技術——例えば記録を上げることにより、体力、精神力をつけるという。

ある人は精神力により、技をうまくし、体力もたかめてゆくといい。どれでもよい。

大切なのは、そのどれもが人間づくりであるということ。

二十一世紀が今の状態でのりきれらるだろうか。

公民館



### 4月1日から

## 救急業務開始

### 遠賀郡消防署

本年4月1日遠賀4町が組合消防として発足しました。これに伴って遠賀4町の救急業務を行なうようになりました。急病、交通事故等の場合は、消防署に連絡下さい。

なお、業務内容は次のとおりです。

- 1、火災事故
- 2、風水害事故
- 3、水難事故
- 4、交通事故
- 5、労働災害事故
- 6、運動競技事故
- 7、一般負傷
- 8、犯罪事故
- 9、自損行為
- 10、急病
- 11、その他事故

以上の事故で医療機関に搬送を必要と認めるものです。

※火事と救急車は 093-69-0119

事務連絡は093-69-3001